

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部及び北九州市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【総務局文書館】	2
◇ 公 告	
○ 一般競争入札による市有財産の売払い【財政局財務部財産活用推進課】	3
◇ 上下水道局	
○ 収納事務の委託【上下水道局総務経営部広域事業課】	9
◇ 人事委員会	
○ 平成29年度北九州市職員（上級等）採用試験の実施【行政委員会事務局任用課】	10

北九州市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部及び北九州市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 29 年 4 月 25 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 37 号

北九州市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部及び北九州市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 27 年北九州市条例第 26 号）付則ただし書に規定する規定及び北九州市個人情報保護条例等の一部を改正する条例（平成 27 年北九州市条例第 49 号）の施行期日は、平成 29 年 5 月 30 日とする。

北九州市公告第 283 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 29 年 4 月 25 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成 29 年 6 月 26 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

イ 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市市民文化スポーツ局市民部広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間

公告日から平成 29 年 6 月 26 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

平成 29 年 5 月 22 日から同月 26 日までの毎日午前 9 時から午後 5 時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札日時
別表のとおり
 - (2) 開札日時
入札締切り後直ちに行う。
 - (3) 入札及び開札の場所
北九州市役所地下2階第5入札室
- 6 入札に参加することができる者の資格
次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
- (1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者
 - ア 入札を取り消されたことがある者
 - イ 落札者として資格を取り消されたことがある者
 - ウ 申込みを取り消されたことがある者
 - エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法人でその役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
 - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ 前記アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

- (1) 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は、補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 受付期間

平成29年7月26日から平成30年3月9日まで（日曜日等及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ

11 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局財務部財産活用推進課
電話 093-582-2007

別表

番号	売 り 払 う 物 件				入 札 日 時
	所 在 地	公簿地目	実測面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	
1	門司区吉志四丁目 1185番2	宅地	726.36	14,030,000	平成29年6月 21日(水)午

					前 9 時
2	門司区吉志六丁目 1 1 4 8 番 2 6	公園	264.35	7,500,000	平成 2 9 年 6 月 2 1 日 (水) 午 前 9 時 3 0 分
3	門司区藤松二丁目 1 6 番 9	宅地	248.26	6,180,000	平成 2 9 年 6 月 2 1 日 (水) 午 前 1 0 時
4	門司区法師庵 2 2 0 0 番 1 7 外 1 筆	宅地	1,516.43	27,290,000	平成 2 9 年 6 月 2 1 日 (水) 午 前 1 0 時 3 0 分
5	小倉北区京町三丁 目 3 1 番 5	宅地	96.83	25,600,000	平成 2 9 年 6 月 2 1 日 (水) 午 前 1 1 時
6	小倉北区皿山町 2 5 3 1 番 9 0	宅地	1,187.63	42,210,000	平成 2 9 年 6 月 2 1 日 (水) 午 後 1 時 3 0 分
7	小倉北区下富野五 丁目 1 5 9 0 番 3	宅地	62.47	1,880,000	平成 2 9 年 6 月 2 1 日 (水) 午 後 2 時
8	小倉南区石田町 1 4 8 3 番 4 外 1 筆	宅地	108.34	5,010,000	平成 2 9 年 6 月 2 2 日 (木) 午 前 9 時
9	小倉南区徳吉東二 丁目 3 9 6 番 8	宅地	123.80	4,190,000	平成 2 9 年 6 月 2 2 日 (木) 午 前 9 時 3 0 分
10	小倉南区中貫二丁 目 1 5 7 9 番 3	宅地	175.77	6,100,000	平成 2 9 年 6 月 2 2 日 (木) 午 前 1 0 時
11	若松区今光二丁目 1 9 番 2 1	宅地	499.34	9,840,000	平成 2 9 年 6 月 2 2 日 (木) 午 前 1 0 時 3 0 分
12	若松区老松一丁目 5 番 1	宅地	610.61	27,260,000	平成 2 9 年 6 月 2 2 日 (木) 午 前 1 1 時

13	若松区老松二丁目 1 3 5 番 4	宅地	1,048.18	36,300,000	平成29年6月 22日(木)午 後1時30分
14	若松区高須西一丁目 1 番 1 1 3	宅地	412.28	33,770,000	平成29年6月 22日(木)午 後2時
15	若松区童子丸二丁目 1 6 番 1 2	宅地	233.71	3,320,000	平成29年6月 23日(金)午 前9時
16	若松区浜町二丁目 3 5 5 番 2 8 外 2 筆	宅地	305.42	16,220,000	平成29年6月 23日(金)午 前9時30分
17	若松区浜町二丁目 3 5 5 番 3 5 外 1 筆	宅地	477.97	29,780,000	平成29年6月 23日(金)午 前10時30分
18	若松区浜町二丁目 3 5 5 番 3 9	宅地	255.04	15,410,000	平成29年6月 23日(金)午 前11時30分
19	若松区浜町二丁目 3 5 7 番 2	宅地	809.43	31,650,000	平成29年6月 23日(金)午 後1時30分
20	八幡東区槻田二丁目 1 1 番 2	宅地	287.51	9,210,000	平成29年6月 26日(月)午 前9時00分
21	八幡東区日の出二丁目 1 2 4 3 番 5 2 外 1 筆	宅地	808.47	10,600,000	平成29年6月 26日(月)午 前9時30分
22	八幡東区帆柱一丁目 1 5 5 3 番 1	宅地	707.34	31,140,000	平成29年6月 26日(月)午 前10時00分
23	八幡西区楠橋上方 一丁目 1 4 5 6 番 4	宅地	142.07	3,550,000	平成29年6月 26日(月)午 前10時30分
24	八幡西区清納二丁目	宅地	206.35	7,790,000	平成29年6月

	目 8 番 4 5				2 6 日 (月) 午 前 1 1 時 0 0 分
25	戸畑区菅原二丁目 7 番 2	宅地	459.20	16,730,000	平成 2 9 年 6 月 2 6 日 (月) 午 後 1 時 3 0 分

北九州市上下水道局告示第19号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2第1項の規定により、ボトルドウォーターの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年4月25日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
公益財団法人北九州観光コンベンション協会	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
株式会社味創	北九州市小倉南区中曽根三丁目10番15号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市人事委員会公告第2号

平成29年度北九州市職員（上級等）採用試験を実施するため、職員採用試験規則（昭和38年北九州市人事委員会規則第4号）第8条の規定に基づき別紙のとおり公告する。

平成29年4月25日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

平成 29 年度

北九州市職員（上級等）採用試験案内

平成 29 年 4 月 25 日

北九州市人事委員会

求める人材像

『熱く燃える志』 『勇気と挑戦精神』

『豊かなコミュニケーション』 『未来を描き、実現する力』

を持ち、自己の能力を伸ばし、成長を重ねていく人。

また、民間企業等経験者向けの一般技術員Ⅱ区分では、これらの要素に加え、「職業人に必要な能力・経験を備え、即戦力として活躍できる人」「新たな組織風土の中で、これまで培った専門的能力や知見を発揮・実践し、市政に貢献できる人」を求めます。

※北九州市ホームページに「求める人材像 解説シリーズ」を掲載していますので、そちらもご覧ください。

◆ 第 1 次試験日

6 月 2 5 日 (日) ※第 1 次試験は消防士を除き、東京会場でも実施します。

◆ 受付期間

5 月 8 日 (月) 8 時 30 分 ~ 5 月 2 5 日 (木) 15 時 00 分
(受信有効)

原則電子申請での受付 となります。

※「1 1 受験手続」をよく読んで申し込んでください。

注 意 今年度実施する本市「行政（特別枠）」採用試験との併願はできません。既に、今年度の「行政（特別枠）」採用試験の申込をした人については、本試験の申込があっても受付を行いませんので、予めご了承ください。

今年度試験の変更点

試験区分の一部を下記のとおり見直します。

- 1 「化学Ⅰ・Ⅱ」「生物」を統合し、「環境Ⅰ・Ⅱ」に改めます。
- 2 「農芸化学」「薬学」「水産」「畜産」を統合し、「衛生」に改めます。

※ 第 1 次試験（専門試験）について

「環境Ⅰ・Ⅱ」は「化学」「生物」のいずれか 1 つを選択し、解答してもらいます。

「衛生」は「農芸化学」「薬学」「水産」「畜産」のいずれか 1 つを選択し、解答してもらいます。

1 試験区分、採用予定数及び職務概要

試験区分		採用 予定数	職務概要	
上 級	一般事務員	行政(総合)	24名	市全般に係る事業の企画、予算、広報、国際交流などに関する業務 区役所等での税、保険、年金、福祉、地域づくりなどに関する業務
		行政Ⅰ	12名	
		社会福祉	4名	福祉に関する相談、指導、福祉施策の企画などに関する業務
		心理	2名	福祉に関する相談、心理判定などに関する業務
	一般技術員	土木Ⅰ	16名	道路、公園、河川、上下水道・港湾・農政等の公共事業に関する企画立案、調査研究、設計積算、工事監督、維持修繕などに関する業務
		土木Ⅱ		
		建築Ⅰ	9名	公共建築物に関する企画立案、調査研究 建築物に関する指導審査や都市景観、都市開発などに関する業務
		建築Ⅱ		
		電気Ⅰ	5名	公共建築物、ごみ焼却工場、浄水所や下水処理施設の計画、設計、維持管理、整備などに関する業務
		電気Ⅱ		
		機械Ⅰ	4名	公園、緑地等に関する企画立案、調査研究、設計積算、工事監督、維持修繕などに関する業務
		機械Ⅱ		
		造園Ⅰ	1名	公園、緑地等に関する企画立案、調査研究、設計積算、工事監督、維持修繕などに関する業務
		造園Ⅱ		
環境Ⅰ	3名	環境問題や公害防止に関する企画指導、調査研究 大気・水質などの管理分析に関する業務		
環境Ⅱ				
衛生	2名	環境衛生・食品衛生、薬務に関する監視指導、 畜産・水産振興などに関する業務		
消防士	24名	火災時の消火活動、負傷者や病人の救急・救助 建築物・危険物施設に対する指導規制、火災予防などに関する業務		
薬剤師	1名	市立病院等における薬剤師の業務		
獣医師	2名	環境や食品等の生活衛生、と畜・食鳥検査、狂犬病の予防、動物愛護、畜産等に関する業務		
保健師	5名	市民の健康生活に必要な保健指導や相談、健康づくりなどに関する業務		

※採用予定数は変更になることがあります。

※職務概要については代表的な例であり、異なる職務に従事する場合があります。

※試験区分は年度毎に異なります。(退職者数の状況等により募集しない場合があります)